

比較見積案件の取扱いについて

中央卸売市場においては特名随意契約（少額特名随意契約を含む）以外の契約については、原則として電子入札により調達を行います。

そのため、比較見積案件の契約結果については、比較見積を行った場合に隨時公表することとします。